



阪政共第809号  
令和5年11月2日

日本労働組合総連合会大阪府連合会

会長 田中 宏和 様

大阪南地域協議会

議長 森 義仁 様

泉南地区協議会

議長 岸 茂朗 様

阪南市長

水野 謙二



### 2024（令和6）年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は、本市行政運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度貴団体より、ご要望いただきました標記のことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

#### 記

##### 1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

###### (1) 就労支援施策の強化について

<継続>

###### ① 地域就労支援事業の強化について

大阪府内の関係機関と連携する「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させるためにも、まず対面での会議開催を基本とすること。そのうえで就職困難層の就労への支援ニーズに則した事業が展開されるよう、大阪府との連携を強化すること。

また、職を失った女性や、子育て・介護責任を担う女性をサポートする職業能力訓練などを含む施策を講じること。特に、ひとり親家庭への支援事業のさらなる拡充など、総合的な施策を強化させること。加えて、それらの施策が支援の必要な人に届くよう周知の取り組みも強化すること。

<回答>

大阪府労働環境課や高石市以南の市町及び関係機関で構成する「阪南地域労働ネットワーク」では、労働相談実務に関する研修会や意見・情報交換の実施など、関係機関相互の連携と担当者の対応能力の向上を図っています。

また、就労困難層等への支援については、他市町の好事例を参考に、職業能力開発講座の実施など、効果的な支援制度となるよう努めるとともに、関係機関等と連携を強化し周知に取り組んでまいります。

【生活環境課】

<継続>

②障がい者雇用の支援強化について

大阪府内民間企業等の障がい者雇用率は、全国と比較しても低位で推移する状況が続いている。法定雇用率等が段階的に引き上げられることを見据え、大阪府内企業の法定雇用率達成に向けた施策として、「雇用ゼロ企業」が障がい者雇用に踏み出せない個々の要因を把握したうえで、障がい者雇用にかかるノウハウの共有化を図り、準備段階から採用後の定着支援までの一貫した総合的な支援を強化すること。また、障がい者採用を希望する事業所に対し、マッチングの支援を行うこと。

また、障がい当事者の意思を尊重した合理的配慮や相談体制の充実、職場での理解促進、障がい者就労に関する社会の理解を広げるための啓発の取り組みも含めた施策を推進すること。

<回答>

泉州南障がい者就業・生活支援センターやC-S-T-E-P等の関係機関と連携した支援体制づくり、地域就労支援相談による継続支援に努めているところです。

また、障がい者雇用については、法定雇用率を維持するとともに、障がい者活躍推進計画に基づき、研修を実施し障がい者への理解の促進に取り組んでいます。

今後とも、市内事業者に対し、雇用の開拓、定着に向けた啓発に努めます。

【生活環境課・秘書人事課】

(2) ジェンダー平等社会の実現に向けて

<継続>

①「おおさか男女共同参画プラン」の周知・広報について

「おおさか男女共同参画プラン」(2021-2025)に盛り込まれた各種施策が着実に実施されるよう、市内の関係部門が連携した取り組みを行うこと。

また、市民にもSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信を行うこと。

<回答>

本市は「阪南市男女共同参画プラン」に基づく府内推進本部会議・推進委員会議等推進体制を整備するとともに毎年進捗状況の調査を行い、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に盛り込まれた各種施策の推進に取り組んでいます。

また、市ホームページにSDGsの目標の一つである「ジェンダー平等」をめざす取り組みとして、「阪南市男女共同参画社会の推進に向けて」を掲載、同ページ内に「大阪府男女共同参画府民協働課リンク」を設けて、本プランの趣旨が広く理解されるよう、大阪府と連携し情報発信に努めています。

【人権推進課】

## <継続>

### ②女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍をさらに推進するため、女性活躍推進法の省令改正により、把握・公表が求められるようになった「男女の賃金の差異」なども含め、女性活躍推進法の周知を積極的に行うこと。あわせて、事業主行動計画の策定が義務化されていない100人以下の企業に對しても、策定を働きかけること。

また、市の特定事業主行動計画に則った女性参画を進めることとともに、各役職段階における職員の給与の差異とその要因分析を職員団体等とも協議して積極的に公表すること。

改正育児・介護休業法についても、その趣旨・内容を広く周知すること。また、職場での男性の育児休業取得が促進されるよう、具体的な取り組み事例の情報発信などの啓発活動を行い、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組むこと。

## <回答>

市の特定事業主行動計画に則った女性参画については、「阪南市男女共同参画プラン」の重点施策並びに活動指標に位置付け、毎年進捗管理を行うとともに府内推進本部会議を経て、外部委員で組織する男女共同参画推進審議会に報告し、その評価を受け、市民に公表しています。

また、育児・介護休業法については、令和4年度阪南市男女共同参画推進審議会での『他県では、男性の育児休業取得100%を目指した取り組みをしている。民間企業でも男性の産後の出生時育児休業取得を促しています。短期間（1週間程度）でも両親が一緒に育児できる取り組みを進められたい。』との意見を、府内推進委員会議で共有し、誰もが育児休業を取得できる職場環境の整備に取り組んでいるところです。

さらに、市の特定事業主行動計画に則った女性参画については、「阪南市男女共同参画プラン」の重点施策並びに活動指標に位置付け、毎年進捗管理を行うとともに府内推進本部会議を経て、外部委員で組織する男女共同参画推進審議会に報告し、その評価を受け、市民に公表しています。

本市においても職員の育児休業等に関する条例の一部改正を踏まえ、働きながら育児や介護がしやすい環境整備に取り組むとともに、男性の育児休業の取得促進を図ります。

【人権推進課・秘書人事課】

## <新規>

### ③女性の人権尊重と被害への適切な対応

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう各方面に働きかけること。また、改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022－2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。特に、デートDVの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築にとりくむこと。

さらに「性暴力救援センター・大阪SACHICO（松原市）」のような医療・法的支援等を包括的に提供できる、先進的なワンストップセンターの設置を関係機関に働きかけること。

D Vを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（S O G I）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう、相談窓口の周知や啓発活動を行うとともに、職員に対する研修を継続的に実施すること。

#### <回答>

「デートD Vの加害者を出さないための加害防止にむけた教育・教材の構築」については、大阪府の発行しているパンフレット等を活用し、啓発を進めています。

先進的なワンストップセンターの設置については、大阪府市長会の要望取りまとめの際、他市関係機関と連携して取り組みます。

相談窓口については、D V週間の「女性弁護士による女性のための特設法律相談」や、人権相談、女性総合相談をはじめ、さまざまな相談窓口について、広報誌、市ウェブサイトのほか、市民啓発講座や各種団体の会議等の機会を捉え周知に努めました。市職員に対する研修では、人権啓発指導者の養成・資質向上の取り組みとして、「部落解放・人権大学講座」をはじめとして関係職員の研修派遣の他、令和4年度～令和7年度の3年間で各課配置の人権行政推進委員に「阪南市人権施策推進基本方針及び基本計画」の研修も兼ねて、差別事象対応マニュアルのブラッシュアップを目的とした委員会を行っています。

<人権推進課>

#### <継続>

##### ④多様な価値観を認め合う社会の構築を

L G B T等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、S O G I（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。そこで、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・市民一体となって意識変革のための啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体含む市民の理解と普及促進を図るとともに、市においても条例制定をめざすこと。

加えて、人権に配慮しL G B T Qをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備に取り組むこと。

#### <回答>

本市では、2022人権週間に実施した「人権を考える市民の集い」で、多様な性のあり方を当たり前とした社会づくりのため、性的マイノリティについての理解を促進するための教育・啓発をメインテーマに、神戸松蔭女子学院大学人間科学部心理学科教授の講演「L G B Tの抱える困難」～特別な配慮から合理的な配慮へ～と、映画「彼らが本気で編むときは、」を上映しました。このほか人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」等で、L G B T Qなどの性的マイノリティをテーマに取り上げ、広報誌への啓発記事の掲載等啓発活動に取り組んでいます。

また、性的マイノリティの方にとって性自認と一致しない性別を選択記入することは強い心理的負担であると考え、市の各種届出書等の調査を行い令和4年度より順次、性別欄の排除・見直しを行っています。

また、「同性パートナーシップ条例」については、内部にて調査・研究を進めている段階ですが、大阪府とも連携を取りながら性的マイノリティに対する偏見や差別を無くすための啓発活動を行うとともに、府内施設（多目的トイレ等）の整備についても関係機関と連携を図り、多様な性が尊重されたまちづくり、環境づくりに取り組んでまいります。

【人権推進課】

<継続>

(3) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化された。就職活動中の学生や顧客・取引先などの第三者に対するハラスメントも含まれることも踏まえ、特に中小企業での防止対策について周知・支援するとともに、労働者からのハラスメントに関する相談対応やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談体制を充実・強化すること。

また、ハラスメント被害者が相談窓口にアクセスしやすくなるよう、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織など多様な場に相談窓口が設置されるよう、働きかけを行うこと。

<回答>

各種労働法制の改正による混乱等が生じないよう、国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の様々な媒体を活用し、啓発活動や相談機能の強化に取り組むとともに、労働基準監督署や大阪府等の労働相談窓口への円滑な誘導に取り組んでまいります。

【生活環境課】

<継続>

(4) 治療と仕事の両立に向けて

厚生労働省がガイドラインを示しているように「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。特に中小企業での「治療と仕事の両立支援」の取り組みがさらに浸透するよう、関係団体と連携し、周知・啓発を行うとともに、支援事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。

また、労働者自身が健康や医療に関する知識や関連施策を学ぶことができるセミナーなどの機会を提供すること。

<回答>

病気の早期発見・早期治療を行い治療と仕事の両立につなげられるよう、各種検診や健康相談を行い、病気を抱える労働者の減少、病気の重症化の防止に取り組んでいます。

また、病気の治療と仕事の両立を図り、病を患った人が生きがいを感じながら働くよう、国や大阪府など関係機関と連携を図るとともに、ニーズを踏まえた両立支援体制について検討してまいります。

【健康増進課・生活環境課】

## 2. 経済・産業・中小企業施策

### (1) 中小企業・地場産業の支援について

<継続>

#### ①「中小企業振興基本条例」の制定促進について

中小企業振興基本条例の制定に向けた審議会や振興会議等の設置など、条例制定に向けた環境整備を行うこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

また、市の中小企業振興策において、中小企業などへのデジタルデバイスの導入支援など具体的な振興策の検討や、行政の各種支援策の周知と利用拡大により、取り組みの実効性を高めること。

<回答>

本市の中小企業振興基本条例の制定については、地域経済への影響などを考慮し、労働組合・労働団体の参画と役割や責任等を含めて調査・研究してまいります。

また、中小企業のデジタル化等に対する振興策等においても、大阪府や近隣自治体等の動向を注視しながら、調査・研究してまいります。

【まちの活力創造課】

<継続>

#### ②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員やO.Bなどをカイゼン活動のインストラクターとして、あるいはものづくり企業の従業員を現場のカイゼンリーダーとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を大阪府の関係部局と連携して図ること。

また、2019年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府と連携し、支援を創設・拡充すること。

<回答>

本市では、ものづくり企業を「阪南ブランド十四匠」として認証を行う阪南市商工会と連携し、種々の事業においてプロモーション活動を行い、販路開拓を図るなど、ものづくり産業の維持及び強化に努めています。

【まちの活力創造課】

<継続>

#### ③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校に設置されている専攻科なども活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充するとともに、技能五輪大会や行政の支援策を広く周知広報すること。

加えて、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を行うこと。

## <回答>

本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、ものづくり産業に従事する若者世代に対して、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会へ挑戦する機運醸成のための情報発信を行うとともに、事業者に対する情報発信及び周知徹底してまいります。

【まちの活力創造課】

## <継続>

### ④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

帝国データバンク大阪支社の2023年5月調査によると、大阪府のBCP策定割合は、17.0%と全国水準（18.4%）よりも低く、企業規模別で見ると、近畿では大企業と中小企業の差が2倍以上となっている。各地で起こる自然災害や感染症の拡大により、大阪府内企業での早急なBCP策定が望まれる。

連携協定締結から3年が経過した近畿経済産業局と大阪府が連携する「BCP策定大阪府スタイル」の取り組みと連動し、特に中小企業に対し策定のスキルやノウハウ、メリットを広く周知し、策定率を向上させるための連携策を強化すること。

## <回答>

本市において、阪南市商工会等の関係機関と連携し、BCPセミナーの開催周知や大阪府の「超簡易版BCP『これだけは！』シート」の活用等啓発活動に取り組むなど、策定率向上に向けた対策を行っています。

【まちの活力創造課】

## <補強>

### （2）取引の適正化の実現に向けて（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大すること。各種支援策や宣言効果の周知と利用拡大により、「宣言」の実効性を高めること。特に、大手企業の宣言拡大に向けた啓発や働きかけを行うこと。

また、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正を強化するため、関係機関と連携し、関係法令の周知徹底や「しわ寄せ」を防止、適正な価格転嫁を実現させるための総合対策、中小企業への各種支援策の周知と利用拡大を図ること。

## <回答>

本市では、国や大阪府、関係機関と連携を図り、市内企業に対して取引の適正化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」の取組み周知や、企業の宣言拡大に向けた啓発等に努めます。

また、取引の適正化、下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、関係機関と連携を図り、市内企業への周知啓発に努めます。

【まちの活力創造課】

<継続>

(3) 公契約条例の制定について

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえて、公契約締結においては人権デュー・デリジェンスへの配慮を確保すること。

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保により、住民福祉の増進に寄与する公契約条例の制定を推進すること。

<回答>

公契約締結における人権デュー・デリジェンスへの配慮また公契約条例の制定に関しては、国や大阪府、近隣自治体等の動向を注視し、引き続き調査研究してまいります。

【総務課】

<継続>

(4) 海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を図ろうとする地元企業に対し、海外での中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止、児童労働の廃止、差別の排除）順守の重要性について周知徹底すること。

また、海外事業拠点や取引先なども含め、人権デュー・デリジェンスの必要性についても周知徹底すること。

<回答>

本市では、阪南市商工会等の関係機関と連携し、海外に事業拠点を持つ、また海外事業展開を予定する事業者に対して、中核的労働基準順守の重要性について周知徹底しているところです。

また、事業所（企業）の社会的責任において、中核的労働基準の順守並びに人権デュー・デリジェンスの必要性の周知徹底に努めています。

また、阪南市事業所人権問題連絡会では、様々な人権問題を対象とした研修などの啓発活動をとおして、広く人権意識の高揚を図ることを目的に活動しています。

【まちの活力創造課・人権推進課】

<新規>

(5) 産官学等の連携による人材の確保・育成

関西圏では「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」が始動している。仕組みを参照し、地域を支えるさまざまな産業の人材の確保・育成のため、産官学等が連携して取り組む枠組みを積極的につくること。

<回答>

本市において、さまざまな産業の人材の確保・育成のため産官学等が連携して取り組む枠組みの構築については、大阪府や商工会等の関係機関と連携を図りながら、調査・研究

してまいります。

### 【まちの活力創造課】

#### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

##### (1) 地域包括ケアの推進について (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。

また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、市町村が個別に抱える課題に対して必要な支援を大阪府へ求めるこ。加えて、

「大阪府高齢者計画2024（仮称）」が策定される際には、前年度までの「同計画2021」で行った施策の進捗状況を検証・総括や「高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査結果等」を踏まえ、より実効性を高めるよう大阪府へ求めるこ。

<回答>

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を継続して営むことができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に向けて、地域の特性に応じて、より一層施策の充実、強化化を取り組んでいます。

また、介護サービスの提供体制については、計画にも各種事業を掲げ、包括的な介護・医療・福祉サービスの提供体制の構築を進めています。

### 【介護保険課】

<補強>

##### (2) 生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、支援員の育成やスキルの維持・向上のための研修を行うこと。

大阪府に対しては、人員確保に必要な財政支援の拡充を求めるこ。

また、NPO法人や社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用すること。

さらに、生活基盤である住居を確保するため、賃貸住宅登録制度の周知や、登録住宅の改修・入居者への経済的支援、要配慮者に対する居住支援を推進すること。

<回答>

生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、支援員の育成やスキルの維持・向上のため、国や大阪府が実施する支援員向けのブロック別研修に参加しています。

また、支援員確保のための必要財源について、引き続き財政支援の拡充を求めてまいります。生活が困窮されている方からの住居相談には、状況に応じて福祉の専門職が府営住宅を紹介する等、居住支援を含めた生活相談を実施しています。

さらに、障がいの方から居住に関する相談が、基幹相談支援センターや委託相談支援事業などに寄せられた場合、また、障がい福祉サービスの提供等を通じて相談支援専門員

に相談があった場合、賃貸住宅登録制度や府営住宅を紹介する等、居住支援を含めた生活相談を行っています。

#### 【生活支援課・市民福祉課】

##### <継続>

###### (3) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

大阪府における各種がん（胃がん・大腸がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）の受診率は改善傾向にあるが、依然として全国レベルでは低い状況にある。そこで、早期発見のためにも、若年世代から毎年受診できるよう制度を改定し、市民の特定健診や各種がん検診の受診率向上を図ること。

また、AYA世代にがん検診の積極的な受診を促すための取り組みを強化すること。加えて現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」の進捗状況についての検証を行うこと。

さらに、市町村とも連携し、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を市民により広く周知すること。

##### <回答>

各種検診については、土日検診の実施や受診可能施設の拡大など受診率向上等に向け取り組んでいるところです。

また、特定健康診査については、土日健診や他の検診とのセット実施を行うとともに、令和2年度からの事業として、国民健康保険に加入しており前年度までの保険料を完納している世帯の方に対して、特定健康診査等を受診された場合に市内の事業所で利用できる商品券を進呈する事業を実施しています。

加えて、大阪府が主体となっている「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」事業については、広報誌や市役所等にチラシを配架するなど啓発を行っています。

今後も大阪府や医療機関との連携を図りつつ、受診促進に向けた取り組みを実施してまいります。

#### 【健康増進課・保険年金課】

###### (4) 医療提供体制の整備に向けて (★)

##### <継続>

###### ① 医療人材の勤務環境と待遇改善について

医療現場の実態を把握し、労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備を図ること。

安全で質の高い医療・看護の提供に向けては、緊急事態を想定した医療人材確保のために、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充を積極的に実施すること。さらには、潜在医療従事者が大規模災害など緊急時に復職できる仕組みや、新型コロナウィルス感染症の患者対応やワクチン接種への従事などをきっかけに一時的に

復職した者が希望すれば本格的に復職できる仕組みを医療機関・大阪府と連携し構築すること。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応を総括したうえで、引き続き感染症拡大に備え、地域性を考慮した保健所の体制整備を大阪府に求めるこ。

<回答>

阪南市民病院においては、病院運営主体の指定管理者が職員の人員体制をはじめとする労務管理を行っており、その中で、国が進める働き方改革などに取り組むとともに、病院職員のスキルアップのための研修も実施しています。

また、感染症対応にあたる保健所の体制強化については毎年、国・大阪府に対して要望書を提出しています。

【健康増進課】

<継続>

②医師の偏在解消と地域医療体制の向上にむけて

地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するため、出産や育児などで離職した女性医師の復職支援研修を行うなど、効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。そして、医療分野での地域間格差解消に向けては、地域の医療ニーズや二次医療圏内で医療需要の増加が見込まれる病床機能の確保など地域の実態を検証し、効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については共同利用に関する意向書の提出状況の検証を行い、医療機関間の共同利用をさらに促進すること。

加えて、今後ニーズが高まる「訪問医療」を拡充するために、実施している医療機関への助成を行うこと。

また、新たな感染症の感染拡大時における医療体制を考慮し、急性期・回復期・慢性期まで、切れ目なく必要な医療が提供されるよう、「医療機関の機能分化と連携」、「医療と介護の連携」、をそれぞれ推進すること。

<回答>

医師の確保や救急医療体制の維持・充実を図るための取組みとして、大阪府公立病院協議会や大阪府自治体病院開設者協議会を通じて、毎年、国・大阪府に対して要望書を提出し意見交換を行っており、今後も引き続き要望活動を行ってまいります。

阪南市民病院においては、急性期・回復期に対応する病床を確保するとともに、退院後の在宅療養を支援する窓口を設けており、入院から在宅まで切れ目のない対応ができる体制を整えています。

【健康増進課】

(5) 介護サービスの提供体制の充実に向けて (★)

<継続>

①介護労働者の待遇改善と職場定着に向けて

介護労働者の確保と定着、離職防止のために、待遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。さらには、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。加えて、前歴加算も含めた待遇改善加算が介護職員への賃金に確実に反映されるよう対策を講じること。

また、介護労働者の職場環境を改善すべく、利用者や事業主からのハラスメント防止に向けて、事業主に対する啓発・研修活動を強化すること。

#### <回答>

本市を含む岸和田以南5市3町と大阪府、大阪福祉人材支援センター等で構成している「泉州地域介護人材確保連絡会議」において、介護人材確保の推進に関する各種施策の情報共有、意見交換など、定期的に協議を行い、人材確保や定着の推進に取り組んでいます。

また、介護労働者等に対するハラスメント等の研修については、大阪府等からの通知を各関係事業所に周知し積極的な参加を促しています。

【介護保険課】

#### <継続>

##### ②地域包括支援センターの充実と周知徹底について

地域包括支援センターが、地域のニーズに則して実効性ある機能が発揮できるよう取り組むこと。労働者の介護離職防止のためにも、地域包括支援センターの機能・役割の住民への周知・広報を強化すること。

また、地域包括支援センターを拠点とし、高齢者と子どもが積極的に交流できる施策の検討を行うこと。

さらには、地域包括ケアシステムの中核機関として、最低1カ所は直営の地域包括支援センターを設置するよう働きかけること。

#### <回答>

令和3年度から地域包括支援センターに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、高齢者を含んだ多世代の相談窓口としての機能を加えるなど、総合相談機能を強化しています。市と地域包括支援センターが情報をオンライン上で共有する電子システムの導入を行い、虐待や認知症事例等迅速に情報共有し、迅速かつ適正な業務を実施しています。

さらに、介護離職防止にもつながる介護の現状に対する理解を深めるため、地域住民や企業に向けて在宅医療や介護に関する内容や「包括だより」を市の広報誌に掲載する等、地域住民に周知しています。

また、本市では、こどもでも利用できる世代間交流の場として、日常生活圏域4か所に共生型の介護予防拠点を整備し、積極的に世代間交流に取り組んでいます。

現在委託している2ヶ所の地域包括支援センターについては、地域包括ケアシステムの中核機関としてその役割を果たしているため、直営の地域包括支援センターについては今のところ設置予定はございません。

#### 【介護保険課】

#### (6) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて(★)

##### <継続>

###### ①待機児童、潜在的（隠れ）待機児童の減少に向けて

大阪府と連携して、計画的に保育園の増設などを整備すること。

また、保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実を図ること。整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携や広域的な受け入れ調整などを行うこと。

さらには、障がいのある児童の受け入れや兄弟姉妹の同一保育施設への入所など、保育の質を向上させること。

##### <回答>

本市では、令和4年4月に尾崎幼稚園と尾崎保育所を統合し、民間による幼保連携型認定こども園を開園しました。

また、児童福祉法の規定に基づく本市の保育施設の利用調整においては、障がいの有無を不問としており、また、兄弟姉妹が同一施設に入所できるよう、配慮しています。

今後も、令和2年3月に策定した、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園の充実を図りながら、保護者の意向や状況を把握するとともに、社会情勢の変化等を見極めて取り組んでまいります。

#### 【こども政策課】

##### <継続>

###### ②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保、そして労働条件と職場環境の改善を行うこと。具体的には、職場での定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、定期昇給制度の確立、適正な配置、研修機会の確保等を積極的に行うこと。

また、保育士の確保へ向け大阪府と連携しての助成金創設や、「保育士宿舎借り上げ支援事業」拡充、離職した潜在保育士が復職するための働き方を含めた環境整備などの支援を強化すること。

加えて「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の実施に早急に取り組むこと。

##### <回答>

現在、保育士、幼稚園教諭、預かり保育指導員等は子どもの数や学級数等に応じた人員配置を行っていますが、保育士等の確保が困難な状況にあります。そのため、本年6月に、公民合同による就職フェアを開催するなど、保育士等確保策を進めているところです。

なお、処遇については、民間や近隣団体を参考としています。今後も研修などを通じて保育・教育の質の確保に努めてまいります。

また、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、国の放課後児童支援員等処遇改善事業を活用し、放課後児童支援員等の人材確保、労働条件の改善に指定管理者と連携して取り組んでいるところです。

#### 【子ども政策課・生涯学習推進室】

#### <継続>

##### ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減となるよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、病児・病後児保育を利用しようとする保護者がネットによる空き状況の確認や予約が可能なシステムの拡充を推進していくこと。そして、保護者の意向や状況を把握し、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

さらに、小1の壁を越えて継続就労ができるよう、放課後児童クラブの時間延長や子ども預かり施設への支援を行うこと。

#### <回答>

本市における病児保育事業については、現在、認可保育施設において公立2施設、私立1施設で体調不良児対応型病児保育事業を実施しています。また、すべての保育所及び認定こども園にて延長保育事業を実施し、必要な財政支援を行っています。

今後も、保護者の意向を踏まえた、「第2期阪南市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、事業を実施してまいります。

また、放課後児童クラブについては、下記のとおり開設時間を延長しています。

##### 【開設時間（延長）】

①平日 13:00～17:00（19:00）

②土曜日 (8:00) 9:00～17:00（19:00）

③長期休業中 (8:00) 9:00～17:00（19:00）

#### 【子ども政策課・生涯学習推進室】

#### <補強>

##### ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。そこで、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、市町村や事業者、保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

<回答>

企業主導型保育施設への指導・監査については、年1回以上の実施が望まれており、本市においても毎年市職員が、施設への立入検査を実施しています。

企業主導型保育施設では、整備費や運営費について認可施設並みの助成を受けられ、働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスが提供できています。

また、大阪府では事業者等が相談できる窓口を設置し、各種関係機関等との連携や情報提供を行っています。

今後も引き続き継続実施するよう努めてまいります。

【広域福祉課】

<継続>

⑤子どもの貧困対策と居場所支援について

「第2次大阪府子ども貧困対策計画」にもとづき、市として実効ある対策と効果の検証を行うこと。あわせて、困窮家庭における相談窓口を一本化することで、必要な支援が確実に享受できる体制の構築を推進するとともに、就労しているひとり親家庭への支援が確実に届くよう、土日祝や夜間での相談体制を充実させること。また、行政手続きの簡素化を行うこと。

NPO、民間団体、個人が運営する「子ども食堂」は、食の提供だけに留まらず、学習をする場などを兼ねる「子どもの居場所」として地域との繋がりを深める重要な拠点であることから、物価高が高止まりする現状も踏まえ、「子ども食堂」支援事業に応じた補助金を支給・拡充するなど、支援を強化すること。

さらに、府域での食堂数は年々増加しているものの、市町村ごとの設置状況・広報状況に差が大きいことから、「住む場所による差」がでないよう特に設置の少ない市町村に対しての実施支援・働きかけを強めること。また「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築へ向けた取り組みを支援すること。

<回答>

本市における困窮家庭における相談は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が生活保護担当課と市社会福祉協議会の2カ所で受け付けることにより、関係部局と連携を図りながら困窮家庭の相談を一体的に応じることができる体制をとっています。

また、「子ども食堂」支援については、新たなツナガリによる地域社会の実現のための「子どもの居場所プロジェクト」を、阪南市社会福祉協議会に事業委託しています。

子ども食堂運営団体への助言、子ども食堂の食材として、運営団体と社会福祉協議会職員が協力して定期的にフードバンクへ食料品を頂きにいくなどの支援を行っています。

また、「子ども食堂」、教育機関、民間企業などが連携したネットワークの構築に向けた取り組みの支援については、重層的支援体制整備事業の中で行っており、本年度は子ども食堂間の情報交換や連携を目的に、「子ども食堂ネットワーク会議」を開催しました。

【生活支援課・市民福祉課】

<継続>

## ⑥子どもの虐待防止対策について

子どもの権利条約およびこども基本法の内容・理念を周知し普及に努めること。

複雑かつ重大化の傾向にある児童虐待の相談業務に適切に対応するため、児童福祉司、児童心理司、相談員を増員し、児童虐待の予防的な取り組みや介入の徹底など

児童相談所大阪府設置自治体→児童相談所との連携を密にし、大阪府に対しても児童相談所の機能強化を求める事

児童相談所独自設置自治体(政令市・中核市)→児童相談所の機能を強化するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。

また、「児童虐待防止法」や国民の通告義務の啓発・広報の徹底を図るとともに、児童虐待防止をよびかける「オレンジリボン運動」を推進し、新たな未然防止策を講じること。あわせて、児童相談所の権限を強化するよう、大阪府・国に強く求めること。

### <回答>

児童虐待防止の啓発については、児童虐待防止月間となる11月には特に、広報誌及び市ウェブサイトへの掲載や庁舎内でのオレンジリボン展示の他各関係機関へのポスター掲示により、市民への虐待防止への周知啓発を図っています。

また、増加する虐待相談業務の強化として、令和5年度は保健師2名、社会福祉士1名で対応しています。さらに、適切な支援が行えるように研修等を受講することで専門性の向上を図っています。

加えて、こどもに関係のある各機関とも連携を図り、虐待事案の未然防止・早期発見に努めています。

【こども支援課】

### <継続>

## ⑦ヤングケアラーへの対策について

「府立高校におけるヤングケアラーに関する調査結果」「ヤングケアラー支援に向けた実態調査(介護支援専門員、相談支援専門員等)」や各市町村の調査結果を踏まえ、実態と課題の把握により、迅速な社会的・経済的支援を行い、子どもたちが教育の機会を奪われることのないよう、社会的孤立を防ぐ支援を早急に行うこと。

ヤングケアラーは、子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合が多いことからも、地域包括支援センターを拠点として福祉、介護、医療、教育等の様々な機関と連携し、早期発見が可能な仕組みを構築するとともに、相談体制を強化すること。

また学校や地域での早期発見につながるよう、具体的な事例や概念について広く周知を行い、理解促進に努めること。

### <回答>

地域包括支援センター等関係機関に対し、訪問介護等の介護保険サービス等の提供時に、小中学生等のこどもだけでいる状況が頻繁に続くような場合には、市への連絡について協力依頼し、状況によって各関係機関につなげる等、ヤングケアラーの問題解決に取り組ん

でいます。

また、重層的支援体制整備事業の「くらし丸ごと相談室」において、相談を受けるとともに、地域包括支援センターや自立相談支援機関などの多機関と連携してヤングケアラーについても対応しているところです。

さらに、校長会、生徒指導担当者連絡会、スクールカウンセラー連絡会やスクールソーシャルワーカー連絡会等を通じ、教職員や学校に関わる専門家のヤングケアラーに関する正しい理解の促進を図るために、情報共有に努めているところです。

市内のヤングケアラーなど、ヤングケアラーの疑いに関する情報を集約するとともに、実施した支援実績などを関係機関などで共有することで、支援を必要とするこどもができるだけ早期に支援につなぐことのできる体制を構築してまいります。

多機関が連携することで、「支援が必要な状況である」と認識していないヤングケアラーの早期発見にも努めてまいります。

#### 【介護保険課・市民福祉課・学校教育課】

<継続>

##### (7) 誰も自死に追い込まれない、相談体制の強化について

コロナ禍で自死者が増加しており、相談者に対応する相談員の増員や研修制度の充実、さらにはSNSによる相談体制を充実するなど、相談体制を強化すること。あわせて、相談員がメンタル不調に陥らないよう、対策を十分に講じること。

また、相談者が抱える個々の事情により沿った支援を行うために、大阪府や、NPOなどの民間団体と連携するとともに、取り組みに対する支援を行うこと。

<回答>

自殺予防対策の一環として、毎年9月の自殺予防週間に合わせて、本市の公用車に自殺予防キャンペーンのマグネットを掲示し啓発するとともに、市役所や保健センターにポスター掲示や窓口に相談連絡先の一覧を記載したチラシを配架しています。

また、大阪府やNPO法人などの民間団体との情報共有に取り組んでまいります。

#### 【健康増進課・政策共創室】

### 4. 教育・人権・行財政改革施策

<補強>

##### (1) 指導体制を強化した教育の確保と質向上について(★)

教育の質を高め、子どもの豊かな学びを保障するため、教職員定数の改善、教職員や支援員等の人材確保に努めること。教職員の長時間労働を是正するためには、客観的な勤務時間管理をおこない、「時間外在校等時間の上限(月45時間、年360時間)」を遵守するよう、有効な対策を講じること。

また、教職員の欠員対策として、代替者の速やかな確保に努めるとともに、精神疾患等による病気休職者をなくすための労働安全衛生体制を確立すること。

深刻化する子どもの貧困、虐待、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)の配置拡充を行うこと。また、SC、SSWの十分な人材確保にむけた養成・育成に取り組むこと。

さらに、外国にルーツをもつ子どもが取り残されることのないよう、日本語指導が必要な子どもに対して、必要な家庭支援を行うこと。そして、進学等で不利益を被らないよう、子どもや保護者に対して、多言語対応の整備や「やさしい日本語」を活用し、適切な情報提供と理解促進を進めること。

#### <回答>

少人数での学級設置については、こども一人ひとりにより丁寧できめ細かい指導ができるところから、学習面・生活面において良好な結果が現れ、非常に有効であると認識しています。教員の確保については、国・大阪府の加配教員を有効に活かし、子どもの学びの質を高める取組を進めており、また、支援員の確保についても、様々な補助金や交付金を活用して、確保に努めています。

また、教員の長時間労働の是正については、校務支援システム等により客観的な勤務時間管理を行い、長時間労働になっている教員への働きかけを行うとともに、「一斉退勤日」や長期休業期間中の「学校閉庁日」、「阪南市部活動の在り方に関する方針」に基づく「休養日」、夜間（勤務時間外）や休日の「音声ガイダンスによる電話対応」等を実施しています。これら教員の働き方改革の取組について保護者や地域の皆様のご理解、ご協力を得るために、文書配付を行っています。

さらに、令和4年4月から運用を開始した校務支援システムを活用した校務運営の効率化に取り組み、今後も教員の長時間労働の是正に向けて取り組んでまいります。

教職員の欠員対策については、講師確保等欠員解消の努力を継続するとともに、効果的な対策を大阪府に要望してまいります。

スクールカウンセラー（SC）については、各中学校において年間35回、各小学校においては年間17回配置しています。スクールソーシャルワーカー（SSW）については、各中学校区に年間25回程度配置し、専門家と連携した支援を行い、教員のアセスメント力や生徒指導力の向上を図り、虐待も含めた支援を要する子どもや家庭の早期発見や早期支援を行っています。また、学校教育にかかる専門家連絡会などを定期的に開催し、SCやSSWの資質向上に努めるとともに、よりよい支援の方法などについて、共有しています。

日本語指導が必要な子どもに対しては、母語を話すことのできる通訳の配置や、日本語指導の補助者と協力して指導をおこなっています。進路については、大阪府教育庁が作成している「進路選択に向けて」（16か国語対応）を必要に応じて学校を通じて保護者に配付しています。また、高校の教員等に、通訳を介して母語で質問できる「多言語進路ガイダンス」（参加対象：小学3年生～中学3年生）を泉南地区の5市3町で開催しています。

【学校教育課】

#### <新規>

(2) 更衣室や多目的トイレの設置・増設について  
子どもたちのプライバシーを守る観点から、各学校において更衣室や多目的トイレなどの設置・増設を進めること。

<回答>

各学校の更衣室については、専用の更衣室を確保できない場合は、他の教室を更衣室として利用しており、今後、教室の空き状況を踏まえ、検討してまいります。

また、多目的トイレについては、計画的に整備を進めているところです。

【教育総務課】

<継続>

(3) 奨学金制度の改善について (★)

給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充を、積極的に国へ求める。また、従来からの支援制度のみならず、中小零細や地場を含めた地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の創設を検討するなど、新たに市独自の返済支援制度を検討すること。加えて、コロナ禍によって返済が困難な労働者に対する返済猶予措置を講ずること。

<回答>

本市独自の返済支援制度創設については、本市の厳しい財政状況を鑑みますと難しい状況にあると考えています。給付型奨学金制度や所得連動変換方式など新たな奨学金の制度については、情報把握に努め、本市教育委員会の窓口等においても丁寧な周知・相談活動を行っているところです。

また、給付型奨学金制度のさらなる対象者や支給金額の拡充、奨学金返済支援制度等に関わりまして、貧困の連鎖や教育格差が生じないための財政措置について、国や大阪府に要望するとともに、情報を収集し、調査、研究してまいります。

【学校教育課】

<継続>

(4) 労働教育のカリキュラム化について (★)

ワークルールや労働安全衛生等、働くことに関する基礎的な知識を活用できるよう、労働教育のカリキュラム化を推進すること。また、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を登用した出前講座や職場見学・職場体験などを含め、働くことの意義や知識を学ぶ時間を確保すること。

<回答>

出前講座や職場見学・職場体験などについては、各校の実態に応じ、外部講師を招くなど取組を実施しています。職業差別などを含めた、働くまでに知っておくべきことなどの内容を含めたキャリア教育や進路指導の取組について、今後も充実させてまいります。

【学校教育課】

<補強>

(5) 幅広い消費者教育の展開について

成年年齢が引き下げられることにより、知識や経験不足に乗じた悪徳商法などによる若年

層の消費者被害の拡大が強く懸念されている。

とりわけ、スマートフォン・タブレット等の普及に伴い、高額商品の売買やゲームでの高額課金、犯罪行為に抵触する事項などに関して、小・中学生も対象に含めた学生への消費者教育は急務となっている。そこで、教育現場への啓発活動や支援などの拡充に加え、家庭でも消費者教育を学ぶことができる教材を作成するなどの対策を講じること。

<回答>

国や大阪府、関係機関等と連携を図り、窓口・広報誌・市ウェブサイト等の媒体を活用し啓発活動に取り組むとともに、若年者を対象とした教材の活用について教育現場と情報共有を図ってまいります。

【生活環境課】

<継続>

(6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について  
大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。そこで、あらゆる差別の解消に向けSNSやインターネット上に氾濫する差別の実態を把握するとともに、差別解消に向けた具体的な施策を講じること。さらには、無意識による無理解や偏見による言動も差別に繋がることから、人権意識の向上のための周知を行うこと。

また近年、インターネット上の人権侵害事案も多発していることから、2023年3月に公表された「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえ、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発活動や、相談事業・被害者支援などを推進していくこと。

<回答>

市民対象の人権啓発講座「ヒューマンライツセミナー」において、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為、無意識による無理解や偏見による差別解消のため、在日外国人の人権や、インターネットリテラシーの人権課題等様々なテーマを取り上げ啓発に取り組んでまいりました。また、インターネット上に氾濫する差別の実態を把握するため、インターネット上におけるモニタリング調査を令和元年11月から実施しているところです。

また、「大阪府インターネット上の人権侵害の解消に関する有識者会議取りまとめ」を踏まえた取り組みについては、府内人権行政推進委員会において研修を行いインターネットリテラシーの向上啓発を行っています。

そして、「ヒューマンライツセミナー」等の講座開催時には、人権三法はじめ感染症による偏見解消他のリーフレットを参加者に配布し、あらゆる差別についての啓発に努めています。

【人権推進課】

<継続>

(7) 行政におけるデジタル化の推進について

行政によるデジタル化を推進し、オンライン申請などの利便性を高めることで、行政事務手続きの簡素化や行政情報へのアクセス向上などに取り組み、情報漏洩や誤作動が起こらないよう、デジタルセーフティーネットの構築をめざすこと。

また、デジタル化の推進に伴う情報格差の解消に向けても取り組むこと。

#### <回答>

住民等の利便性向上を図るため、24時間365日どこからでもインターネットを通じて申請が可能な「行政手続オンライン化サービス」を令和2年度に構築し、令和3年度から運用を開始しています。

また、情報格差の解消に向けた取組として大手通信キャリア協力の下、高齢者を主なターゲットとしたスマホ勉強会を開催しています。また、市民活動センターでは市民によるスマホ相談員の育成をしています。

さらに、本年10月には新たに罹災証明書申請のオンライン化を追加するなど、今後も順次申請可能な手続を増やしてまいります。

【行財政構造改革推進室・シティプロモーション推進課】

#### <継続>

(8) マイナンバー制度の定着に向けたマイナンバーカードの普及について  
公正・公平な社会基盤としての「マイナンバー制度」の定着と一層の活用に向けて、運用状況や住民からの意見を丁寧に把握し、必要に応じて、利用範囲や個人情報保護に関し適切な取扱いを行っていくこと。あわせて、税務行政体制の効率化をはかるとともに、個人情報の保護体制を強化すること。

また、デジタル行政の推進や、行政の迅速な支援による市民生活の利便性向上を図るべく、「マイナンバーカード」の普及促進を前提として、プライバシー保護のための安全性の周知や個人情報管理体制の強化など制度の信頼性を高める取り組みを行うこと。  
加えて、「マイナンバーカード」への保険証一体化等については、カードの取得が強制化されないよう従前の保険証についても継続して対応するよう、国に要請すること。

#### <回答>

マイナンバーカードについては、9月末まで実施していましたマイナポイント事業への申込支援や、別途実施しています本市独自のポイント付与キャンペーンに際して活用する等、その普及促進に努めています。これらの取組は、市民の皆さまへオンライン申請に触れていただく機会の創出として、デジタル行政の推進に寄与しているものと考えます。

また、国の広報物を活用するなど安全性の周知について引き続き努めるとともに、内部監査を実施する等、引き続き管理体制の強化を図っているところです。

さらに、納税義務者のマイナンバーカードの活用については、地方税務制度における有用なツールとして、税務署等と連携し広報を行っています。

納税者のサービス向上及び税務行政の効率化につながるよう、引き続き、証明書の自動交付サービス、電子申告・申請、マイナポータルを利用した税情報の確認などの周知・啓発に努めてまいります。

加えて、国保制度広域化に伴いまして、令和6年度までに大阪府国民健康保険運営方針に統一することとなっていることから、自治体独自の「短期保険証」に代わる対応等につきましても大阪府の対応に合わせて手厚い対応に努めてまいります。

【政策共創室・税務課・保険年金課】

<新規>

(9) 府民の政治参加への意識向上にむけて

有権者の利便性と投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置の拡大、身近に利用できる投票所の増設、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、および移動期日前投票所の設置・拡充に努めること。

さらに、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者や要介護者などの投票参加拡大の観点から、投票方法を自書式から記号式投票に改めること。

また、若者の政治参加を促進するため、教育委員会や選挙管理委員会と連携し、模擬投票や選挙出前授業、議会見学や傍聴など主権者教育を実施すること。

<回答>

市内22箇所の投票所については、投票者の利便性と投票率向上を考慮して各行政区内の住民センター等に設置するとともに、頻繁に人の往来がある施設である市役所内に期日前投票所を設置しています。

共通投票所及び移動期日前投票所の設置、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び投票所の増設については、運用に伴う経費の増大やセキュリティ面での課題を克服する必要があり難しいと考えますが、今後も近隣市町の動向を注視してまいります。

記号式投票については公職選挙法第46条の2に定めがあり、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙にのみ認められていますが、期日前投票と不在者投票を除くとされています。記号式投票及び不在者投票手続きについては、公職選挙法に基づいて実施しなければならないため、よりよい仕組みを検討されるよう全国市区選挙管理委員会連合会を通して国に対し要望してまいります。

また、若者の政治参加を促進するため、学校及び各種団体からの依頼等により選挙出前授業などの主権者教育の実施についても積極的に検討してまいります。

【行政委員会事務局】

**5. 環境・食料・消費者施策**

<継続>

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて(★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

また、市民に対しては、「食べ残しそれぞれ」を目的にした「3010運動」について、アフターコロナでの外食増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べ

きり」「持ち帰り」を基本とする環境整備も進め、市の取り組み内容を示すこと。

また、枚方市・摂南大学での産学の取り組みのような、破棄される農作物・特産品（すもも）の有効活用策も検討すること。

#### <回答>

食品ロス削減対策として、市ウェブサイトに「食品ロス削減の取組み」のページを設け「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」並びに「食品ロス削減レシピ」を活用した啓発を行うとともに、市内小学生を対象とした「できることからやってみよう！食品ロス削減ポスターコンクール」を実施するなど、食品ロス削減に向けた取組みを推進しています。

今後も、市民の皆さんを取り組めるような「食べきりレシピ」や冷蔵庫での保管方法等を紹介するとともに、アフターコロナでの外食需要が回復傾向にあることなどから、「3010運動」や「食べきり」、「持ち帰り」の継続的な促進を図ってまいります。

【資源対策課】

#### <継続>

##### (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）を解決するための相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うこと。

#### <回答>

平成29年10月に、フードバンク事業を実施している大阪いずみ市民生活協同組合と本市において、食材を無料で提供していただきだける要援護者食糧等分配支援事業に関する協定を締結し、職員が定期的に和泉市にある生協の物流センターに食料品を頂きに上がり、直接運搬し、その後、市で保管することにより、困窮されている方々に対し迅速な対応が可能となっています。

また、阪南市社会福祉協議会においても、令和元年7月に、同生活協同組合と協定を締結し、市内のこども食堂の食材として、運営団体と社会福祉協議会職員が協力して、定期的に生協の物流センターへ食料品をいただきに行っているところです。

【資源対策課】

#### <継続>

##### (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして

は、市独自の判断基準（対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立）の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

<回答>

市独自の判断基準の策定については、国の「対応困難者への相談対応標準マニュアル」や「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」、大阪府等の動向を踏まえ検討するとともに、消費生活センターの役割や消費者の役割について啓発を行い、消費者教育に努めてまいります。

【生活環境課】

<継続>

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと

この間、SNSやアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、こうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

<回答>

広報誌や市ウェブサイト、SNS等を活用し、増加傾向にある相談事例、特殊詐欺や新たな詐欺の手口等について紹介し、注意喚起に努めています。

加えて、チラシや「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」の配布等により、詐欺手口の周知啓発、被害の未然防止に努めてまいります。

【生活環境課】

<継続>

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と、大阪府と連携した取り組みを進めること。

とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について大阪府と連携するとともに、市民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

<回答>

本市では、令和3年2月5日付け「阪南市ゼロカーボンシティ宣言」において、市民・事業者等と一体となって、少しでも良い環境を次世代に引き継ぐため、2050年までに市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へ挑戦することを表明しています。

また、市民・市域の事業所に対しては、今後さらに展開される脱炭素に向けた国・大阪府の支援事業を含め、広く情報発信に努めてまいります。

【生活環境課】

<継続>

(6) 再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

<回答>

国の補助金等を最大限活用するために情報収集に努めるとともに、今後さらに展開される再生可能エネルギー導入を促進する国・大阪府の支援事業を含め、広く情報を発信してまいります。

【生活環境課】

**6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

<継続>

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーター・エスカレーターの設置が進められている。鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、環境整備がさらに加速化するよう、これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

<回答>

公共交通機関のバリアフリーについては、国・事業者・市の3者で取り組んでおり、令和4年9月には尾崎駅東出口にエレベーターを設置し、バリアフリー化を推進しました。

また、本市の財政状況を鑑みると、現時点では維持管理・更新費用に対する財政支援措置は困難ですが、国に対してバリアフリーに関する財政措置が行われるよう、大阪府市長会を通じて要望しているところです。

今後においても国・大阪府等の動向を踏まえ、取り組んでまいります。

【都市整備課】

<継続>

## (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対する助成や、令和6年度まで固定資産税を軽減する特例措置についてのさらなる延長等、税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。

また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、民間、地域の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを進めること。

### <回答>

鉄道駅の転落防止については国・事業者・市の3者で取り組んでおり、鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置につきましても、大阪府市長会を通じて鉄道事業者に早期に整備等がおこなわれるよう要望しているところです。

また、固定資産税（償却資産等）を軽減する特例措置については、総務省からの通知に基づき適切に対応しています。

加えて、新バリアフリー法や障害者差別解消法による合理的配慮として、交通事業者が乗降者の介助を行うだけでなく、多機関との連携や民間事業者や地域住民などの協力を得ながら、合理的配慮を推進し、「心のバリアフリー」への啓発を進めています。

今後についても、国・大阪府等の動向を踏まえ、公共交通機関のバリアフリー化に取り組んでまいります。

【都市整備課・税務課・市民福祉課】

### <継続>

## (3) 自転車等の交通マナーの向上について

自転車による宅配業者も増え、毎年一定数の事故が発生している。

原因はさまざまではあるが、ひとつに自転車や新たなモビリティ（電動キックボード等）の運転者マナーの問題も指摘されているため、事故防止のための自転車専用レーンの整備を行うとともに、自転車・電動キックボード等の運転者への取締りの強化、購入時の講習実施など、法令遵守やマナー向上への周知・徹底を図ること。

また、2023年4月以降、自転車運転の際にはヘルメットの着用が努力義務化されたことから、普及促進のためヘルメット購入費用の補助制度を新たに検討すること。

### <回答>

令和5年7月1日に施行された改正道路交通法において、電動キックボードの交通ルールが緩和されたことにより、利用者の増加が見込まれます。

また、警察も運転者への罰則を強化し、日々交通安全対策に取り組んでいるところではありますが、市としても、自転車運転の安全走行について、啓発を行うとともに、今後も引き続き、交通安全対策のさらなる強化を要望してまいります。

さらに、ヘルメットの購入補助については、近隣市町の状況を注視しつつ、情報収集に努めます。

## 【生活環境課】

<継続>

### (4) 子どもの安心・安全の確保について

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる事故が多発している。防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズ・ゾーン」の設置や危険箇所がないか総点検を実施するとともに、安全確保のため、ガードレールの設置が求められていることから、危険箇所から優先して未設置の所は早期の設置を行うこと。

あわせて、歩行帯、横断歩道、ガードレール、信号や幹線道路の白線や表示が見えにくくなっている箇所も散見されることから、必要なメンテナンスも行うこと。

また、運転手にも広く周知するため、免許更新の際に注意を呼び掛けるなど、キャンペーン等を実施すること。

(現在、キッズ・ゾーンについては東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市で設定が進められている。)

<回答>

保育中の子どもや通園中の園児や保育士が巻き込まれる交通事故の防止については、国からも令和3年8月に「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園部における安全管理の徹底について」が発出されています。

本市では、この通知に基づき、各施設に交通事故防止の注意喚起を行い、園外活動における安全管理の徹底に努めており、今後も継続して取り組んでまいります。

## 【こども政策課】

<継続>

### (5) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

また「おおさか防災ネット」等の市民へ直接情報発信可能なツールの登録を促進し、市内の運用状況（登録）について推移を示すこと。

加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、避難所の環境整備についてもはかること。感染対策も踏まえ災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。

また、「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。

地域における防災の担い手となる、防災の資格である「防災士」の取得を促すための広報や、養成研修実施機関として登録すること。特に「女性防災士」の取得の促進をはかるとともに、資格取得助成についても取り組みを進めること。

\*養成研修実施機関（関西では滋賀・奈良・和歌山・兵庫。府内では箕面市のみ）

## <回答>

自助、共助、公助が更なる連携を図りながら災害に負けない「人づくり」「地域づくり」につなげていくため、最新のハザード情報を掲載した阪南市総合防災マップを再作成し、家庭や地域での防災対策に活用していただくよう令和4年5月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載しています。

また、避難所の環境整備について、避難者の集団感染が発生しないよう健康管理・衛生管理体制の整備に留意し、防止対策を推進してまいります。おおさか防災ネットについて、本市の防災情報メールの登録件数は約1,650件となっており、防災情報ツールの多様化により減少傾向にありますが、今後においても市の広報誌やウェブサイトにて啓発を行ってまいります。

併せて、市の情報発信のツールとして、令和3年から防災情報を複数の媒体で取得できるようライン、SNS、固定電話などで情報を取得できる阪南市情報配信サービスの利用登録を推進しており、利用者にとって選択肢が増えることで、重要な情報を確実に取得できるよう情報配信の強化に努めているところです。

さらに、災害発生時の本市ウェブサイトについては、緊急情報として最新の情報をより早く提供できるようトップページに大きく表示しており、今後も隨時わかりやすいよう工夫し、提供してまいります。

加えて、本市の防災拠点施設である防災コミュニティセンターにおいて、防災用品などの防災関連グッズの展示、防災訓練、防災講演や講座を実施する等様々な取組に併せ、自主防災組織による地域での防災訓練、出前講座、阪南市総合防災訓練、避難所開設運営訓練の実施、保健所との連携を強化するなど、防災、減災対策の啓発を行ってまいります。

なお、防災士については、資格取得に関する情報提供を行うとともに、防災士に限らず、地域における防災の担い手となる防災リーダーの育成に努めてまいります。

阪南市民病院は、地域防災計画において市災害医療センターとして医療活動を行うこととなっており、災害発生時には感染対策を含め市の医療拠点としての役割を果たします。

本市では、手あげ同意方式による「災害時要援護者等登録制度」を実施しており、阪南市社会福祉協議会と連携し、登録の新規受付、登録内容の更新を行っています。

実際に、レベル3（高齢者等避難）以上の警報が出た場合、社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、校区（地区）福祉委員などの協力により、登録者への見守りや避難の声掛け等を行っています。

避難行動要支援者名簿についても、情報更新や地域への情報提供のための同意取得に積極的に取り組み、地域や関係機関等と連携し、支援体制の構築に努めてまいります。

【危機管理課・健康増進課・市民福祉課】

## <継続>

### (6) 地震発生時における初期初動体制について

南海トラフ地震の発生が懸念されているが、地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。

また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣自治体に働きかけを行うこと。

企業・住民への日頃の防災意識の啓発と、災害ボランティアセンターなどとの連携など、いつ発生するともわからない災害への対策を強化すること。

#### <回答>

災害時、あるいは災害の発生を防御するための人員体制については、災害対策本部が組織的に機能するよう配備区分を設け、状況に応じて動員できる体制を整えています。

また、自治体間の連携については、府内に震度5弱以上の地震が発生した場合には、市と大阪府の連絡調整の補助として、近隣在住の大坂府職員が自宅から市の災害対策本部に自主参集するなどの連携を行っています。

さらに、最新のハザード情報を基に内容を充実した阪南市総合防災マップを作成し、家庭や地域での防災対策に活用していただくよう令和4年5月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載し、防災意識の啓発に努めています。災害ボランティアセンターについては、阪南市社会福祉協議会と連携し、災害対応強化に努めてまいります。

【危機管理課】

#### (7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について(★)

#### <継続>

##### ①災害危険箇所の見直しについて

予測不可能な風水害が頻発し、予想以上の被害が発生している。

災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。

#### <回答>

集中豪雨等風水害に伴う崖地の斜面崩壊及び河川の堤防決壊等については、大阪府及び泉南地域の市町において、府・市町の相互の取り組み等の意見交換を行い、点検や対策を進めており、今後の状況変化に対応できるよう努めています。

また、森林整備等の維持管理については、大阪府において、森林環境税を活用した危険個所の対策を講じられており、本市では、現在のところ、森林環境税を活用した段階まで至っておりませんが、今後におきまして、関係各課と情報を共有し、府の動向等を注視してまいります。

【危機管理課】

#### <継続>

##### ②防災意識向上について

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について地域の実情を踏まえ、慎重

かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

また、大規模自然災害発生時においては、安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みの整備と情報提供により、市民が適正な行動をとれるよう制度の周知・理解促進を図ること。

#### <回答>

住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供については、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を盛り込んだ、総合防災マップを全戸配布したことに併せ、出前講座や本市ウェブサイトに掲載することで、市民の皆さんへの周知及び啓発に取り組んでいます。なお、総合防災マップについては、大阪府の被害想定の見直し等があり、最新のハザード情報を基に内容を充実し、令和4年5月に全戸配布及び本市ウェブサイトへ掲載しています。

また、市民が避難に関する情報を直感的に理解できるよう、広報誌やウェブサイトで周知を行うとともに、出来るだけ早い段階で避難して頂けるよう、気象情報等の情報収集に努め、防災行政無線、エリアメール、広報車、大阪府防災情報システムやマスメディアの利用に加え、令和3年3月から開始しています、電話・LINE・SNSを使った「阪南市情報配信サービス」、(株)ジェイコムの専用端末を使った「防災情報サービス」等を利用し、避難に関する情報発信に取り組んでいます。

さらに、大型台風等大規模自然災害発生時における事業活動を休止する基準については、大阪府において、日常生活の状態（モード）から災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」が導入されていることから、制度の周知・理解促進に努めるとともに広報誌やウェブサイト、LINE等を活用し、情報提供してまいります。

【危機管理課】

#### <継続>

##### (8) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や、生活関連インフラ設備の被災は、用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めるよう関係機関に働きかけのこと。また、線路や生活関連インフラ設備の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者といった関係主体との連携を積極的に図ること。

大規模災害時に踏切が閉じたままになったことで救急・消防の対応が遅れないよう、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実行性のある対応を進めること。

#### <回答>

自然災害により鉄道が被災した際は、鉄道の早期復旧にむけて関係機関に働きかけ、関係主体との連携を図ってまいります。また、改正踏切道改良促進法の施行にあわせた実効性のある対応に努めてまいります。

【危機管理課】

<継続>

(9) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道・バス・タクシー等の運転士や係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。

働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナー・モラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

また、警察や公共交通事業者と連携し駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

<回答>

泉南警察署及び阪南市防犯委員会、その他関係団体と連携し、防犯についての啓発活動やパトロール等を行っています。

また、駅周辺に防犯カメラを設置することにより、犯罪発生の抑制に努めるとともに、防犯カメラやドライブレコーダーに録画された映像を警察に提供することにより、犯罪捜査に協力しています。

今後も、犯罪行為を抑止するための取り組みを推進してまいります。

【生活環境課】

<継続>

(10) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」による取り組みの効果の検証を行うこと。

<回答>

本市の財政状況を鑑みると、現時点では移動販売や商業施設の開設・運営支援等は困難ではありますが、今年1月2月に実施いたしましたデマンドタクシーの実証実験の結果等を踏まえ、民間活力を活用した移動支援施策の展開に向けて、調査研究を行ってまいります。

また、「第8期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」においては、地域によっては移動手段の課題が判明し、この課題を解消していくため、校区（地区）福祉委員会や介護事業者、ボランティア団体などで構成する生活支援・介護予防事業サービス協議体のメンバーの有志が集まり移動支援に関する議論等を定期的に行っています。

加えて、移動販売を実施している業者の紹介等を行い、買い物困難者の支援・推進しています。

公共交通機関を利用しての移動が困難な方を対象に移動サービスを提供する福祉有償運送制度の登録事業者について事務を行い、現在6団体が登録し、移動困難者への移送支援を行っています。

また、生活協同組合等が、買い物困難地域に移動販売車による買い物支援を行っており、今後も事業者等と連携し、買い物困難な方の支援を推進してまいります。

【都市整備課・介護保険課・市民福祉課】

<継続>

(11) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。

加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

<回答>

本市水道事業は、平成31年4月に大阪広域水道企業団と統合し「大阪広域水道企業団阪南水道センター」として事業を開始しています。

また、労働環境・経営基盤等も含めた本市の水道に関する課題等については、必要に応じて、大阪広域水道企業団と連携・協議し、対応してまいります。

【下水道課】

7. 大阪南地域協議会統一要請

<継続・補強>

(1) 今後想定される災害への対応について

南海トラフ地震や上町断層による地震の発生確率が高まっている中、日本各地においては、震度5強以上の地震もたびたび発生している状況であり、さらには台風や線状降水帯等による自然災害の被害が毎年各地で発生している。

そのような状況の中で、各自治体における「災害対策本部」が設けられる施設の耐震整備の状況と、全ての被災者の受け入れ態勢について、各自治体としてどのように整えられているのかお示し頂きたい。また特に旅行者や海外観光客の受け入れ態勢についても示されたい。

<回答>

本市の災害対策本部は、市役所庁舎隣接の阪南市防災コミュニティセンターに設置します。当該施設については、新耐震基準に適合した既存施設を取得改修し、防災拠点として

整備した耐震整備済みの施設です。

また、災害対策本部では、旅行者や海外観光客を含む災害によって現に被害を受けた者及び災害によって被害を受けるおそれがある者を受け入れるため、災害の種類、気象状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定し開設します。

#### 【危機管理課】

<新規>

##### (2) 各自治体による少子化対策について

政府による「異次元の少子化対策」が掲げられ、2024年度から3年間をかけ「こども・子育て支援加速化プラン」を集中的に取り組むと発表されましたが、2022年人口動態統計月報年計（概数）の発表では、合計特殊出生率は1.26となっています。大阪府内においても減少傾向であり、その対策として各自治体による独自事業（国補助事業は除く）についてお示し頂きたい。

<回答>

不妊症及び不育症のためにこどもに恵まれない夫婦に対し、経済的負担を軽減しこどもを産みやすい環境を確保するため、不妊治療等に要する費用の一部助成を実施しています。

また、妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を実施するため、妊娠届出時の面談後に出産応援ギフト、出産後2か月目頃に実施する「こんにちは赤ちゃん事業」訪問後に子育て応援ギフトとして給付金を交付しています。

#### 【健康増進課】

<新規>

##### (3) 子ども食堂ネットワークについて

各自治体における子ども食堂ネットワークの構築状況についてお示し頂きたい。既存の自治体においては、その役割と活動について示されたい。

<回答>

本市では、主に、社会福祉協議会が子ども食堂の立ち上げや支援を行っています。本年度には、「子ども食堂ネットワーク会議」を開催し、子ども食堂を含めた地域食堂6団体が集まり、情報共有を行いました。

#### 【市民福祉課】

<新規>

##### (4) 大阪南地域における公共交通等のあり方について

日本全体の人口の内、65歳以上が約3割に達しようとしています。このような状況から移動制約者がこれからさらに増大する可能性が高く、公共交通の重要性が高くなると考えられます。地域においては公共交通が脆弱な地域も存在しており、各自治体における地域公共交通のあり方や移動制約者における対策についてお示し頂きたい。

## <回答>

平成30年3月に策定した「阪南市公共交通基本計画」における基本方針として、「公共交通と自動車交通のインテグレーションの実現」を基本方針とし、「市民」、「事業者」、「市」それぞれの主体が、果たすべき役割を十分に理解・認識し、協働・連携により、取組を進めることをめざしています。

また、本市における「地域内交通」については、持続可能性などの各課題を解決するため、民間活力を活用した移動支援施策の展開に向けて調査研究を行ってまいります。

【都市整備課】

## 8. 泉南地区協議会独自要請

### <継続・一部修正>

#### (1) 尾崎駅の周辺整備について

尾崎駅前においては、朝夕時に駅への送迎などにより慢性的な渋滞が発生し、地元住民及び歩行者は、大変危険な状況にあります。

加えて、尾崎駅周辺は、阪南市の商業、医療、行政等の機能が集積する中心的な区域でもあります。

以上のことから、尾崎駅周辺の整備は、地域でのぎわい創出などのまちづくりの推進のためにも重要であると考え、具体的には、現在進められている駅のバリアフリー化、今秋整備完了予定である駅前の方通行化と併せて、災害への対応策として、市役所駐輪場及びサラダホール駐車場の敷地に新たにロータリーを設置するなどの整備を行い、尾崎駅前の周辺整備に引き続き取り組まれたい。

また、周辺整備のための十分な財源の確保及び地権者、地元住民及び鉄道事業者との協議を図られたい。

### <回答>

尾崎駅周辺は、商業等の機能が集積する本市の中心市街地であり、中心市街地としての魅力や賑わいの強化、人々が活動しやすいための環境整備等が今後の課題であると認識しています。

こうした課題認識のもと、これまで歩行者の安全確保、交通の円滑化、駅前活性化の機運醸成等を目的に、尾崎駅山側道路の一方通行化として、駅前における地元の意向を踏まえつつ、警察と連携しながら、その規制にあわせた歩道整備を進めており、今年度末に完了する予定です。

また、尾崎駅周辺に係る取組や災害時の公共交通機関の連携等については、今後も関係機関等と協議調整を行い、できるところから取り組みを進めてまいります。

【都市整備課】

【 担当部署 】

部局名	各課・室	連絡先
総務部	総務課	072-489-4500
	秘書人事課	072-489-4501(人事担当)
	危機管理課	072-489-4503
	行財政構造改革推進室	072-489-4504
	人権推進課	072-489-4505
未来創生部	政策共創室	072-489-4507
	まちの活力創造課	072-489-4508
	シティプロモーション推進課	072-489-4510
市民部	生活環境課	072-489-4514
	税務課	072-489-4515(市民税担当)
		072-489-4516(納税担当)
		072-489-4517(固定資産税担当)
	資源対策課	072-483-5876
健康福祉部	市民福祉課	072-489-4520(障がいサービス担当)
		072-489-4521(障がい手帳・医療・手当担当)
	生活支援課	072-489-4522(生活困窮・生活保護担当)
		072-489-4523(生活保護医療・介護担当)
	介護保険課	072-489-4524(介護保険料・給付担当)
		072-489-4525(介護認定担当)
		072-489-4526(介護予防担当)
	保険年金課	072-489-4527(国民健康保険資格・給付担当)
		072-489-4528(国民健康保険納付相談担当)
		072-489-4529(後期高齢者医療担当)
		072-489-4530(国民年金担当)
こども未来部	健康増進課	072-472-2800
	こども政策課	072-489-4518
	こども支援課	072-489-4519
	広域福祉課	072-493-2023
都市整備部	都市整備課	072-489-4535
	下水道課	072-470-2165
議会事務局	庶務課	072-471-5680
行政委員会事務局		072-489-4538
生涯学習部	教育総務課	072-489-4538
	学校教育課	072-489-4541
	生涯学習推進室	072-489-4542